

○ 厚生労働大臣が定める地域密着型サービス費の額の限度に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百十九号）（抄）【平成二十七年四月一日施行】

（変更点は下線部）

現 行	改 正 後
<p>別表 1～3 （略） 4 複合型サービス費 複合型サービス費市町村独自報酬（一月につき） 50の倍数であつて、1000を超えない単位数のうち市町村が定める単位数 注1 上記については、市町村が地域の実情等を勘案して設定した要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た<u>指定複合型サービス事業所</u>（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する<u>指定複合型サービス事業所</u>をいう。）において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費を算定する場合に、当該要件について市町村が定める所定単位数を算定する。 注2・3 （略）</p>	<p>別表 1～3 （略） 4 複合型サービス費 複合型サービス費市町村独自報酬（一月につき） 50の倍数であつて、1000を超えない単位数のうち市町村が定める単位数 注1 上記については、市町村が地域の実情等を勘案して設定した要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>をいう。）において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費を算定する場合に、当該要件について市町村が定める所定単位数を算定する。 注2・3 （略）</p>